

平成28年第1回臨時市議会提出議案

(予 算 書 を 除 く 。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
2	専決処分の承認を求めることについて（市税条例等の一部改正）	1
3	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度藤井寺市一般会計補正予算（第7号））	4
4	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度藤井寺市一般会計補正予算（第8号））	5
5	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））	6
6	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度藤井寺市病院事業会計補正予算（第2号））	7

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（市税条例等の一部改正）

市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年5月18日提出

藤井寺市長 國下 和男

藤井寺市条例第20号

市税条例等の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 市税条例(昭和56年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附則第6条の2第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

附則第6条の2の4第5号中「費用」の次に「及び施行令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第18条、第18条の3、第18条の6及び第18条の7中「第20項」を「第19項」に改める。

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 市税条例等の一部を改正する条例(平成27年藤井寺市条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第96条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第96条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第96条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第96条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表第98条の2の項中「第98条の2」を「第98条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第98条の2の項の項中「第98条の2」を「第98条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第98条の2の項の項中「第98条の2」を「第98条の2第1項」に改め、同条第14項の表

第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第98条の2の項の項中「第98条の2」を「第98条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第6条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第6条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第6条の2の4第1項第5号の規定は、平成28年4月1日以降に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて（平成27年度藤井寺市一般会計補正予算（第7号））

平成27年度藤井寺市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年5月18日提出

藤井寺市長 國下 和男

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて（平成27年度藤井寺市一般会計
補正予算（第8号））

平成27年度藤井寺市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法（昭和
22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したの
で、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年5月18日提出

藤井寺市長 國下 和男

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて（平成27年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））

平成27年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年5月18日提出

藤井寺市長 國下 和男

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて（平成27年度藤井寺市病院事業
会計補正予算（第2号））

平成27年度藤井寺市病院事業会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年5月18日提出

藤井寺市長 國下 和男